

産業廃棄物（金属くず等）収集運搬委託（総合庁舎他）

仕様書

京都市上下水道局総務部契約会計課

1 概要

本委託は、上下水道局（以下「甲」という。）における金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類の産業廃棄物を、受託者（以下「乙」という。）が甲の指示する処分事業者（下記の13を参照）への搬出をするものである。

2 期間

契約の日から令和7年10月10日までとする。

3 引渡場所

別紙のとおり

4 予定数量等

約800キログラム（詳細は別紙のとおり）

※なお、実際の数量は、予定数量から増減することがある。

5 提出書類

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 収集運搬業許可証の写し | 1部 |
| (2) 搬出結果報告書 | 1部 |
| (3) 完了届 | 1部 |
| (4) 請求書（上下水道局会計規程第12条関係） | 1部 |
| (5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） | 1部 |

6 業務内容

産業廃棄物の収集及び周辺清掃を実施し、甲が別途契約する処分事業者（下記の13を参照）まで、車両等への表示や書類の携帯など運搬に関する基準を遵守して搬出すること。

7 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 作業時間は原則平日午前9時00分から午後5時00分までとし、その間に当日の作業が完了するよう、十分な作業体制で作業に臨むこと。また、作業開始時及び終了時には、必ず甲に連絡すること。
- (2) 作業実施に当たっては、本作業従事者であることが識別できるよう服装を統一し、名札、資格証等を携帯又は提出すること。
- (3) 運搬中はごみ等が飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じること。
- (4) 甲からの搬出作業日及び処分業者への搬入日は、甲、乙及び廃棄物処分業者と協議のうえ決定する。
- (5) 運搬車両への積込は、原則として人力で行うこと。ただし、重量物の積込については、トラッククレーンを使用することができる。
- (6) 本業務の実施に当たっては、近隣住民に対しての迷惑防止に努めるとともに安全確保に万全を期すること。

- (7) 産業廃棄物の収集、運搬及び積降の際の事故については、乙が一切の責任を負担するものとする。
- (8) 乙は、収集重量（キログラム単位）を記載した搬出結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

8 過積載防止措置等について

違法な過積載運行を防止するため、次のことを遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超えて廃棄物を積込まず、また積込ませないこと。
- (2) さし柵装置車、不表示車等に廃棄物を積込まず、また積込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし柵装置車、不表示車等から廃棄物等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装置車、不表示車等を廃棄物等の運搬等に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

乙は、業務の際は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を運用すること。なお、業務に使用するマニフェストは乙が負担することとし、収集時にA票を、運搬完了後にB 2票を甲へ提出すること。

10 秘密保持義務

- (1) 乙は、業務のために提出された秘密書類及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。履行期間終了後及び契約解除後も同様とする。

11 再委託の制限

乙は、業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

12 雑則

- (1) 仕様書などに疑義がある場合、契約決定前に説明を受けること。契約決定後、疑義が生じた場合は、甲、乙で協議のうえ、決定する。
- (2) 万一事故が発生した場合は、速やかに甲に報告したうえで、乙の責任において処理すること。
- (3) 仕様書及び契約書に反し、甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。その際、賠償すべき金額は、甲、乙協議のうえ、決定する。
- (4) 乙は、作業終了後、搬出結果報告書およびマニフェストを速やかに甲に提出しなければならない。

なお、提出先は次のとおりとする。

〒601-8116

京都市南区上鳥羽鉾立町 1 1 番地 3
京都市上下水道局契約会計課
電話番号 (075) 672-7713

13 産業廃棄物搬入先

- (1) 契約相手方 株式会社美創
- (2) 所在地 京都市南区久世中久世町 2 丁目 1 0 5 番地の 2 1